

加美町スポーツ振興活動に係る全国大会出場者に対する助成規定

(目的)

第1条 この規定は、本町に住所を有する個人又は本町に所在地を有する団体がスポーツ振興活動に係る全国大会又はこれに準ずる大会に参加する場合において、町がその必要経費の一部を助成することにより、当該個人又は団体の経済的負担を軽減し、もってスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

(助成対象の大会)

第2条 助成の対象とする大会は、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等のスポーツ団体が主催又は共催する全国大会・国際大会とし、地区予選会又は地区選考会を経て出場する場合、又は競技成績等の基準に基づく競技団体からの推薦を受けて、出場する場合に限るものとする。（※補欠登録での出場も可）

(助成の対象者及び対象経費)

第3条 助成対象となる経費は、前条に規定する大会に係る必要経費とし、大会に前後して行われる親善試合及び練習等に係る経費は助成対象としない。なお、助成対象者および助成対象経費は次のとおりとする。

- 1 助成対象者 本町に住所を有する個人（町外スポーツ団体に所属している個人を含む）及び本町に所在地を有する団体
- 2 助成対象経費
 - (1) 交通費
 - (2) 宿泊費（大会出場の前日から大会出場最終日の前日が対象。ただし、大会出場最終日の宿泊に関しては、必要に応じて可とする。宿泊対象経費は1人当たり1泊12,500円を上限とする。交際費、飲食費及び親睦会費等は除く。）
 - (3) 参加費
 - (4) 傷害保険代
 - (5) 大会要項で定める必要な経費

(助成の金額)

第4条 助成する金額は、助成対象経費の2分の1以内とし、100,000円を上限とする。

(助成の申請等)

第5条 助成の申請に係る申請書様式その他事務手続きに関する事項については、加美町補助金交付事務取扱要領に準ずるものとする。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、助成の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和7年2月1日から施行する。